

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

先月号のメルマガで皆様の関心が最も高かった記事は、弁護士伊山正和による**注意指導のセオリー**でした。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID})

①「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。

②「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

これを頭に叩き込み、リンク先で無料提供している**注意指導書のひな形**をご活用ください。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

【1】皆様への情報提供

【2】当事務所のサービス案内

【3】セミナー案内

【4】ニュースレター案内

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年8月18日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：**これも著作権侵害！？～弁護士が教える著作権侵害の実例と対処のポイント～**

担当：弁護士・弁理士 拾井美香

[https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=${CONTACTID})

自信をもって著作権の取り扱いができていますか？

弁護士と弁理士の両方の資格を持つ専門家が、実例を交えながら対処のポイントを解説します。

セミナー参加特典として、アンケート回答してくださった企業様には、無料で著作権に関するワンポイントアドバイスを実施させていただきます。

【2022年9月15日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：運輸・運送業のリスクに備える 時間外労働上限規制対応セミナー

担当：弁護士 伊山正和

[https://kyotosogo-law.com/post-4402/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-4402/?zc_cid=${CONTACTID}$)

通称「2024年問題」。働き方改革関連法により2024年4月1日から主に物流業界に生じる労働条件の変化および問題です。現在通用している改正基準告示よりも厳しい内容となるため、従前どおりの運用を続けていると、法違反の問題が生じる可能性があります。

2024年問題への対応が必要とされる運輸・運送業者の皆さまを中心に、改正基準告示との違いをふまえ、対応すべきポイントや方法等を、具体的且つ簡潔に60分でお伝えします。

◆労務◆

【着替え時間も労働時間？】

川崎北労働基準監督署が、従業員の着替え時間も労働時間に該当すると判断し、是正勧告を発しました。

厚労省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」には、

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

について、労働時間として扱わなければならないと記載されています。

上記のケースでは、会社側は更衣室での着替えは義務付けていないと主張していましたが、川崎北労働基準監督署は、制服の着用が義務付けられており、更衣室での着替えを余儀なくされていたという実情に基づいて労働時間該当性を認定したようです。

【懲戒解雇と退職金支払義務】

懲戒解雇をした従業員に対しても退職金支払義務はある？

退職金規程を置いている多くの事業所では、功労があった場合に加算があり得るとする一方で、懲戒解雇事由があるときには、その全部又は一部を支給しないという定めが置かれていることが一般的です。

懲戒解雇は、普通の解雇とは違い、職場に対して迷惑をかけたり、問題を起こしたことから、明確に「罰」として解雇をするという意味合いが強いといえます。理由となった問題行動の大きさによっては、どうしても懲戒解雇という方法にこだわりたい、という場面も少なくありません。

このように懲戒解雇に罰としての意味合いがあるとすると、退職金を満額支払うことはスジが通らないのではないかと、思われることは極めてもっともなことといえます。実際、懲戒解雇となっても仕方のないようなことをしておきながら、退職金は満額支給を受けるということは、なんとも厚かましいとさえ思えることでしょう。

しかし、ことはそう簡単ではありません。裁判例上は、たとえ懲戒解雇となった従業員に対してでも、退職金をゼロにして良いということには、なかなかかならないことが少なくないのです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=811?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=811?zc_cid=$[CONTACTID]$)

◆知的財産◆

【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン】

文化庁が「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表しました。

[https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93744101.html?zc_cid=\\$\[CONTACTID\]\\$](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93744101.html?zc_cid=$[CONTACTID]$)

このガイドラインは、「これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている」という背景に基づき、「改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化芸術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的」とするものです。ぜひご活用ください。

使い方がわからない、自社の契約書がガイドラインに対応しているか確認しておきたい等のお悩みは私達までご相談ください。

【知的財産専用ページ】

当事務所 HP に知的財産専用ページを設け、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しています。

随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=%\\$\[CONTACTID\]\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=%$[CONTACTID]$)

◆会社法◆

【株主総会アンケート】

今年も株主総会アンケートに時期になりました。

回答は義務ではありませんが、結果は株主総会白書にまとめられますので、回答する意味は高いです。質問事項を読むだけでも役に立つと思われます。

[https://www.shojihomu.or.jp/questionnaire/2022?zc_cid=%\\$\[CONTACTID\]\\$](https://www.shojihomu.or.jp/questionnaire/2022?zc_cid=%$[CONTACTID]$)

【コーポレートガバナンス・コード】

東京証券取引所が、コーポレートガバナンス・コードに係る上場会社の対応状況を公表しました。

[https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000006jro6-att/nlsgeu000006jrqr.pdf?zc_cid=%\\$\[CONTACTID\]\\$](https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu000006jro6-att/nlsgeu000006jrqr.pdf?zc_cid=%$[CONTACTID]$)

概要は次のとおりです。

- ・独立社外取締役を全取締役の3分の1以上選任するプライム市場上場会社の比率は9割超
- ・JPX 日経400 構成銘柄の17%の上場会社が、独立社外取締役を過半数選任
- ・プライム市場上場会社のうち、法定の指名委員会等設置会社は3.9%、監査等委員会設置会社または監査役会設置会社で任意の指名委員会・報酬委員会を設置している会社は約8割
- ・任意の指名委員会・報酬委員会を設置するプライム上場会社のうち、構成員の過半数を社外取締役とする会社は約9割、委員長を社外取締役とする会社は約6割まで増加し、委員会における独立性の確保が進捗
- ・任意の指名委員会・報酬委員会の多くは、権限として取締役会から諮問を受け、答申を行う旨が記載
- ・各社の状況に応じ委員会の役割等が検討され、活動状況の開示が進展
- ・取締役会の備えるべきスキルを特定し開示する会社はプライム市場で約9割であり、6月総会を経て対応が大幅に進捗
- ・TOPIX100 構成銘柄では、多くの会社が、取締役会の備えるべきスキルとして「財務・会計」「経営」「法律・リスク管理」「グローバル・国際性」「IT・デジタル・DX」などの要素を特定
- ・スキルの組み合わせを開示する方法としては、いわゆるスキル・マトリックスによる開示が一般的

- ・自社の考え方に基づき、女性・外国人・中途採用者等における中核人材登用の目標を設定
- ・プライム市場上場会社において、「TCFDに基づく開示の質と量の充実」の適用が開始
- ・サステナビリティを巡る取組みについて、基本的な方針の策定等が進捗
- ・企業価値向上に向けて、自社に重要と考えられるサステナビリティを巡る課題への取組みの開示が進展
- ・「ダイバーシティ・多様性」「従業員・社員」「人的資本」など人的資本関係を重要なサステナビリティ課題と捉える会社が多い傾向
- ・TCFD以外のフレームワーク等を参照して開示する事例も存在
- ・プライム市場上場会社において、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームの利用が大幅に増加
支配株主を有する上場会社では、支配株主から独立した独立社外取締役の選任や特別委員会の設置が進捗
- ・エクスプレインとしている会社でも、独立社外取締役比率の向上や特別委員会の設置が検討

◆SDGs◆

【責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン】

経済産業省が、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」をとりまとめ、パブリックコメントを実施しています。

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/20220808.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\]\\$](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/20220808.html?zc_cid=${CONTACTID}]$)

このガイドラインは、「国連指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及び ILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的として策定したもの」とのことです。

企業の人権尊重責任はますます重みを増しており、「大企業のみならず、中小企業にとっても、人権侵害を理由に取引先から取引を停止される可能性は重大な経営リスクである。」と明記されています。

◆広告・販売規制◆

【東京都によるインターネット広告の監視】

東京都の令和3年度インターネット広告表示監視事業の実施報告がなされました。

4000件のインターネット広告を監視し、234事業者に対し、改善指導を行われました。

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/07/27/07.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\]\\$](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/07/27/07.html?zc_cid=${CONTACTID}]$)

◆不動産◆

【相続土地国庫帰属制度】

所有者不明土地や管理不全土地は社会問題になりつつあります。所有者不明土地や管理不全土地になる前に、相続等により取得した不要な土地を国に引き取ってもらう制度が、令和5年4月27日から始まります。

法務省が施行政令案を公表し、現在、パブリックコメントの手続が行われています。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html?zc_cid=${CONTACTID}$)

相続等のご相談で頻繁に出てくる負動産問題。皆様の期待どおりの使い勝手となるか、注目です。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート

- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

<基本>

1広告あたり2万7500円(税込み)

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円(税込み)

<代替表現のご提案>

+2万7500円(税込み)

<継続的なご依頼>

月額5万5000円(税込み)で月2広告までご対応

3広告目以降は1広告あたり2万2000円(税込み)でご対応

A4で8ページ目以降は1ページあたり5500円(税込み)

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。

・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。

・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID})

【3】セミナー案内

【2022年8月18日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：これも著作権侵害！？～弁護士が教える著作権侵害の実例と対処のポイント～

担当：弁護士・弁理士 拾井美香

[https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4335/?zc_cid=${CONTACTID})

自信をもって著作権の取り扱いができていますか？

弁護士と弁理士の両方の資格を持つ専門家が、実例を交えながら対処のポイントを解説します。

セミナー参加特典として、アンケート回答して下さった企業様には、無料で著作権に関するワンポイントアドバイスを実施させていただきます。

【2022年9月15日（木）15時～16時・無料・オンライン】

テーマ：運輸・運送業のリスクに備える 時間外労働上限規制対応セミナー

担当：弁護士 伊山正和

[https://kyotosogo-law.com/post-4402/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-4402/?zc_cid=${CONTACTID})

通称「2024年問題」。働き方改革関連法により2024年4月1日から主に物流業界に生じる労働条件の変化および問題です。現在通用している改正基準告示よりも厳しい内容となるため、従前どおりの運用を続けていると、法違反の問題が生じる可能性があります。

2024年問題への対応が必要とされる運輸・運送業者の皆さまを中心に、改正基準告示との違いをふまえて、対応すべきポイントや方法等を、具体的且つ簡潔に60分でお伝えします。

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.13 を発行しました。

- 知的財産トラブル入門（弁護士・弁理士 拾井美香 ほか）
- 新メンバーのご紹介（弁護士 小山田桃々子、弁護士 吉田遼太）

[https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/category/letter/?zc_cid=${CONTACTID})

【編集後記】

2022年8月号、いかがでしたでしょうか？

昨日（8/16）は五山の送り火が3年ぶりに全面点火されました。

直前の豪雨でどうなることかと思いました。特に如意ヶ嶽（大文字山）方面の雨が凄まじかったので、心配になりましたが、見事に点火され、嬉しい気持ちになりました。

雷雨が邪気を祓ってくれたように思います。コロナも消し去ってください。

コロナと言えば、阪神タイガース。そりゃ、大山悠輔選手、近本光司選手、中野拓夢選手がいないと失速しますよね。

この1週間は…幻です…まあ、しかし、4月を思えば何てことありません。

復活のFの藤浪晋太郎投手が復活の兆しですし、悪いことばかりじゃありません！

F1は、第12戦フランスGPと第13戦ハンガリーGPが行われ、サマーブレイクに入りました。

この2戦、結果だけ見ればいずれも、マックス・フェルスタッペン選手（レッドブル）、ルイス・ハミルトン選手（メルセデス）、ジョージ・ラッセル選手（メルセデス）のワンツースリーでしたが、いずれも手に汗握る展開でした。

第12戦フランスGPでは、予選からレースを支配していたシャルル・ルクレール選手（フェラーリ）が決勝でクラッシュ。

第13戦ハンガリーGPでは、予選でジョージ・ラッセル選手が悲願のポールポジションを獲得、決勝でマックス・フェルスタッペン選手が予選10番手から優勝を果たすというドラマがありました。

やはりメルセデスが復調しつつあります。サマーブレイクでフェラーリも信頼性とレース戦略を見直してくるでしょう。

次戦は8/26～28でベルギー（スパ・フランコルシャン）です。待ち遠しいですね！（私だけ？）

オーディオブックでは、アダム・グラント氏の ORIGINALS から、「先延ばしは生産性の敵だが独創性の友」という言葉を学びました。

夏休みの宿題を先延ばしにするタイプだった私は、独創性の友のハズ。自信を持ちたいと思います。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID})

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID})

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com